

この告示に該当する委託は、次の業務です。

- ① 「運転免許関係事務」
- ② 「認知機能検査」
- ③ 「運転技能検査」

兵庫県公安委員会告示第13号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項に規定する免許関係事務（以下「免許関係事務」という。）の委託に関し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定に基づき公安委員会が認める法人は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

平成23年1月14日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

（最近改正 令和元年12月13日兵庫県公安委員会告示第239号）

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により免許関係事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 2 次に掲げる要件を満たすことのできる能力を有していること。
 - (1) 事務所又は営業所に、免許関係事務を管理する者を配置することができること。
 - (2) 事務員その他の免許関係事務を行うために必要な者を当該免許関係事務の実施場所に必要な数配置することができること。
 - (3) 個人情報保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第10条第2項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。

この告示に該当する委託は、次の業務です。

- ① 安全運転管理者等講習
- ② 指定自動車教習所職員講習

兵庫県公安委員会告示第14号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号及び同項第9号に規定するそれぞれの講習（以下「講習」という。）の委託に関し、同法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定に基づき公安委員会が認める者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

平成23年1月14日

兵庫県公安委員会
委員長 下村 俊子

（最近改正 令和元年12月13日兵庫県公安委員会告示第239号）

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により講習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 2 施設、教材その他の講習を行うために必要な設備を有し、又は調達することができること。
- 3 次に掲げる要件を満たすことのできる能力を有していること。
 - (1) 事務所又は営業所に、講習を管理する者を配置することができること。
 - (2) 事務員その他の講習を行うために必要な者を当該講習の実施場所に必要な数配置することができること。
 - (3) 講習における講習事項に関して専門的な能力を有する者を講師として手配することができること。
 - (4) 個人情報保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第10条第2項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。

この告示に該当する委託は、次の業務です。

- ① 停止処分者講習及び違反者講習
- ② 更新時講習
- ③ 特定任意講習

兵庫県公安委員会告示第15号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第3号、同項第11号及び同項第13号に規定するそれぞれの講習並びに同条第2項の規定による講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条第1項第3号に規定する基準に適合しているものに限る。）（以下これらを「講習」という。）の委託に関し、同法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定に基づき公安委員会が認める者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

平成23年1月14日

兵庫県公安委員会

委員長 下村 俊子

（最近改正 令和元年12月13日兵庫県公安委員会告示第239号）

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により講習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 2 次に掲げる要件を満たすことのできる能力を有していること。
 - (1) 事務所又は営業所に、講習を管理する者を配置することができること。
 - (2) 事務員その他の講習を行うために必要な者を当該講習の実施場所に必要な数配置することができること。
 - (3) 講習における指導に必要な能力を有する者を当該講習を行うために必要な数以上有していること。
 - (4) 個人情報保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第10条第2項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。

この告示に該当する委託は、次の業務です。

- ① 取得時講習
大型車講習・中型車講習・準中型車講習・普通車講習(同条第1項第4号)
大型二輪車・普通二輪車講習(同項第5号)
旅客車講習(同項第7号)
応急救護処置講習(同項第8号)
- ② 原付講習(同項第6号)
- ③ 高齢者講習(同項第12号)

兵庫県公安委員会告示第16号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第4号から第8号まで及び同項第12号に規定するそれぞれの講習(以下「講習」という。)の委託に関し、同法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3の規定に基づき公安委員会が認める者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

平成23年1月14日

兵庫県公安委員会
委員長 下村俊子

(最近改正 令和元年12月123日兵庫県公安委員会告示第239号)

- 1 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により講習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 2 施設、教材その他の講習を行うために必要な設備を有し、又は調達することができること。
- 3 次に掲げる要件を満たすことができる能力を有していること。
 - (1) 事務所又は営業所に、講習を管理する者を配置することができること。
 - (2) 事務員その他の講習を行うために必要な者を当該講習の実施場所に必要な数配置することができること。
 - (3) 講習における指導に必要な能力を有する者を当該講習を行うために必要な数以上有していること。
 - (4) 個人情報保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第10条第2項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。